

近世関所の諸形態

渡辺, 和敏 / WATANABE, Kazutoshi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

23

(開始ページ / Start Page)

17

(終了ページ / End Page)

26

(発行年 / Year)

1971-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010907>

近世関所の諸形態

はじめに

近世交通史研究のいちじろしい進展の中にあつて、関所の研究は非常に取り残されている。それは特定の関所の規模と沿革に論議が個定し、総合的研究を怠つた結果であらう。そこで小稿では、江戸幕府の設置した関所を総体的に扱つてみた。

元来、近世の関所は概説的に、所謂「入鉄砲と出女」を関する所であると言われてきた。その関所とは、双川喜文氏は法制史的立場から、「番所あるいは口留番所とは本質的に別個のものである」と定義して、近世に関所と呼ばれるものは三十二ヶ所であると規定した。⁽¹⁾しかしもとより関所とは、人馬・物資を検閲する番所を指すものであり、単にその数に止まるものではない。すなわち、今まであまり論及されなかつた点ではあるが、初期には軍事的要素を、また特に中期以後には経済的要素を有した関所の存在も考えられるのである。

以下、概観的ではあるが、なるべく多くの関所の例を挙げ、先

近世関所の諸形態(渡辺)

渡辺和敏

学の研究成果をもととし、関所の設置された社会背景や地域性を省みて、江戸幕府の設置した関所の諸形態を述べたい。

一 江戸幕府関所制度の展開

中世末期には、関銭徴収目的の関所が乱立されたが、信長は永禄十一年、経済発展策のために自領内に関所撤廃を命じ、次いで畿内にその政策を広めた。秀吉もその政策を継承し、文禄検地と並行して関所撤廃策を發展させたのである。⁽²⁾しかしこの政策も全地域に徹底されたわけではなく、諸侯は自領の防衛として、留番所と称する関所を設置した。徳川氏もその一であり、そのために江戸幕府の関所制度は、比較的初期から存在したものと思われる。

例えば東海道足柄越の矢倉沢には、天正十八年家康が関東入国に際して、西方の防衛として関所を設置し、全国統一後もそれを存続させている。⁽³⁾また一名横川関所と呼ばれた碓氷関所は、文禄年中には伊奈・大久保両氏が関所を經營していたことが伝えられ

ている。⁽⁴⁾また同関所では、慶長八年「秀康卿は越前より出られて中山道にかゝり。上野国碓氷峠を越えらるゝとして横川の関を過らるゝ時。関の番人等卿の供人中に鉄砲を備へられたるを見咎めてこれをさゝへたり」とあるように、すでに当時には武器の検閲がかなり嚴重に実施されていたことがわかる。また江戸幕府設置から遅くとも慶長六年以前の間には設置された新居の関所でも、家康が浜松在城時代に、今切渡しに特に留意していることを考えると、設置当初から婦女子や武器の検閲が実施されていたと思われる。⁽⁶⁾

幕政機関内にあつては、慶長十四年九月に、関所手形や人質の事務を掌る大留守居に酒井忠利が補任されている。しかしこの種の役職は、戦国期にあつて特に必要視されるものであり、したがつてこの時期よりも相当以前から存在していたものである。⁽⁷⁾これらの事柄は、開幕当初から関所の存在と必要性を認めていたことを示すものである。

しかし法令として布告されるのは、ほかの殆んど諸制度と同様に寛永以後である。管見で知り得る限り、臨時的に設置された関所以外に、常設の関所に対して一般に条目が発布されたのは、元和二年八月に関東中の渡船場にある人改め番所宛ての触書が初見である。⁽⁸⁾しかし早くも寛永二年八月には、諸国の主要な関札が次のような文言で定められた。⁽⁹⁾

定

- 一、往来之輩、番所之前ニ而笠・頭巾をぬかせ相通へき事、
- 一、乗物にて通候者、乗物之戸をひらかせ相通すへし、女乗物

ハ女ニ見せ通すへき事、

一、公家・御門跡其外大名衆、前廉より其沙汰可有之候改るに及へからず、但不審之事あらへ格別たるへき事、

右此旨を相守るへき者也、仍而執達如件、

寛永二年八月廿七日

奉行

また同八年には関所破りの罰則が定められると同時に、関所破りを捉えた者に対しての褒賞規定が出された。⁽¹⁰⁾この両度の規定によつて、各関所は検閲方針が決定したが、幕政機関にあつては確固たるものではなかった。すなわち前記の大留守居は常設職ではなく、酒井忠利の後に酒井忠行がその職を掌つたが、この二名以外には元禄十四年まで設置されていない。そこで大留守居と大体同じ役柄である留守居が寛永十年二月に常設職とされ、関所手形の任務にあつたのである。また諸侯に対しては寛永十二年の武家諸法度の中で、参勤交代を義務づけると同時に、「私之関所、新法之津留、制禁之事」と、幕府以外は関所の設置を認めないこととした。⁽¹¹⁾

幕藩体制下にある関所制度は、このようにして確立をみたのであるが、この時期には大名統制以外の目的をもつた関所も多い。以下その例を具体的に述べ、さらに大名統制のための関所についても、個別的に述べる。

二 幕藩制確立期の関所

(1) 幕政初期の関所

近世の関所の存在意義は、参勤交代制度の維持を遂行すること

によって、国内の反乱を未然に防止することにある。しかし幕政初期には、とりあえず幕藩体制の確立を促進することが先決であり、そこで市内の治安警備とか、戦時に際して戦況を有利に推進するために、関所を設置した例が多く見える。

江戸市内の治安警備を目的とした辻番所は、寛永六年三月、その頻頻繁に起きた辻斬り事件を防止するために設置されたのが初めであるが、しかしそれ以前の市内は、臨時的に関所を設置して、治安警備に務めたのである。今その一例を大鳥居逸平事件にみてみると、慶長年間の後半期は、戦国の余燼と幕府権力の安定化という矛盾から、中下層武士が反抗的な行動を起こし、所謂「かぶき者」の横行した社会である。慶長十七年六月二十五日に、大番組頭の柴山正次は、家臣一名をかぶき者であることを理由に殺害したところ、その家臣の傍輩が正次を刺し殺し、逃走するという事件が起きた。このため幕府は同月二十八日、江戸市中に関所を設置して、犯人を逮捕するとともに、かぶき者を取締ることとした。この模様を『徳川実紀』は次の様に記している。

近年諸国に無頼の悪党あり。其首長を大鳥居逸平。大風嵐之助。大橋摺之助。風吹塵右衛門。天狗魔右衛門などといへる者。其党類の悪少年を集め血誓をなし。もし其党類災難の事あらむには。身命をすて。君父といへども恐れず。力をあはせ。其志を遂んと約しければ。悪少年遊俠の類幾百人が党をわかち。市中を横行し。人を害し郷里を騒動せしむる事虚日なし。このほど官よりも嚴禁を下され。悪徒を追捕せらる。柴山が家僕にも其党人ありしを聞きしりて誅せんとせしに。其外の家

近世関所の諸形態（渡辺）

僕も其党多くありて。主を討て立退しとなり。こゝに於て益其法を嚴にし。江戸市中に新関を設て鞠捕せらる。

この事件による関所網によって、七十余人の逮捕者がたといわれる。この種の関所の設置目的は、単に犯人とかぶき者を逮捕するという治安警察権の行使にはかならない。武器や女人を検閲する関所とは、本質的に異つたものである。このような関所は、辻番・自身番の制が整備された寛永以後から、幕末の動乱期、慶応三年十二月に市中治安警備のために設置されるまで、その存在は認められない。

一方、戦乱時に際して、関所を設置した例も数多く見られる。ここでは伏見騒動・関ヶ原の役・大坂の役についての、このような関所の存在を確かめておく。

秀吉の没した翌慶長四年正月、前田利家は秀頼の守役として伏見城から大坂城へ移り、家康は伏見の自邸にあって政務をみることにになると、伏見方と大坂方の対立が顕著となった。そのころ伏見の家康の館には、井伊直政・本多忠勝・榊原康政・石川康通・平岩親吉の五名が交代で勤番していたのであるが、ちょうどこのときは康政が当番として上洛するところであった。康政は途中でこの対立の噂を聞くと、急いで近江の膳所に陣を構え、勢多八橋辺に関所を構えて三日間の往来を禁止した。その結果「三日の未の時ばかりに関の戸をしひらけば。群集したる旅人雲霞のごとく京伏見に馳入（中略）。内府の軍勢数限りなく入浴せしと風説すれば、大坂方はこれを聞いて非常に氣遅れし、戦乱となることを未然に防ぐことができたというのである。

翌慶長五年九月十五日の関ヶ原の役に勝利を得た家康は、十七日に大坂入城を果すが、その途中二十一日に大津へ到着したときに、大坂方の反撃を恐れて山科に関所を設置して、伊奈貞政・近藤登之助・加藤源太郎の三名に対し、関所番を命じたのである。⁽¹⁶⁾

さらに大坂の役に際しても、渡船場に対して検閲を命じたり、新関を設置し、あるいは旧来の関所の充実を計って軍事強化をした。すなわち慶長十九年十月十五日、淀の小橋に関所を設置して、過書船の支配人である木村惣右衛門・河村与惣右衛門と木村藤兵衛に対し、通行人の検閲を命じた。このとき彼ら関守が関所破りを捕えた事柄について、『寛政重修諸家譜』は、次のように記してある。⁽¹⁷⁾

柏原源左衛門某なるもの歩卒二十人率ゐ、板倉勝重が使なりと偽り、このところを過て大坂城にいらんとす、勝清等これをあやしみ、追て八幡堤にいたり、終に源左衛門をはじめ其従者を討とり、板倉勝重をもって駿府にたてまつるところ、東照宮已に御出馬ありて、吉田城にをいてこれを聞しめされ、二条城に渡御のとき勝清父子を御前にめされ、其功を賞せられ、御首余よき事を悦ばせたまふのむね懇の上意をかふぶり、物をたまふ、この記載は実際に関所破りの存在と、関所設置の効果を示すものである。また同月二十三日には、軍法令が發布されたが、その中に次の三項目が記載されている。⁽¹⁸⁾

一、人質躰之者、其外女又童、船渡ニテ可相改事、附不審成者於有之は、何方ニテモ押へ置キ、江戸御留守居中へ可申届

事、

一、大道之外、人数不可通事、

一、御留守居中、東へ通ル人数有之は、相改可申事、

ここに関所という記載は直接みえないが、定められた地域に検閲所を設置し、人改めを実施したことは容易に想像されるのである。右の三項目は、このときに初めて布告されたものではなく、これに類似したものは以前からあったが、大坂の役に際し、大坂方の侵略を防ぐために交通路を押え、人質の逃亡を防止し、自軍の寝返りを防ぐために、ここにまた新しく公布したのである。さらに検閲の強化策として、同月二十五日に東海道には箱根、中山道には碓氷の関所に対し、手形を所持しない者の通過を禁止させている。⁽¹⁹⁾

この達しから、当時の箱根・碓氷両関所でも武具と女人を検閲していたことが窺われる。以上のように、幕政初期には、必要に応じて治安・軍事を目的とした関所が多い中であって、このように国内の反乱を未然に防止する政治的要素を含んだ関所もみられるのである。

(四) 大名統制を目的とする関所の諸形態

大坂の役によって、一応對抗勢力を除去した幕府の、次の大きな課題は大名統制であった。交通路を完全に掌握するために、関所を常設して通行人を検閲し、国内の反乱を未然防止する政策をとったのはこのためである。この節では、このような大名統制策を目的とした各関所が、それぞれどのような意味を有して設置さ

れたものか、またそれらはどのような形態で通行人を検閲していたかを、二三の例によって述べる。

東海道の箱根関所は、根府川・矢倉沢・川村・仙石原・谷ヶ村等の関所と同じく、小田原城主が管理して番人を派遣するところであった。元和四年に箱根宿が新設され、東海道の官道が箱根越えとなるに及び、その規模も充実して番人数・備付武器類ともに、小田原城主管理の他の五関所よりも一段と整い、如何に重要視されていたかがわかる。

通行に際し箱根の関所で検閲する事柄は、『諸国御関所覚書』によれば次の通りである。⁽²³⁾

一、女 禪尼 比丘尼 髪切 小女 乱心男女 手負男女
 囚人男女 死骸男女
 首共

一、武器・弓・鉄砲等、往来共改無之候、

一、夜中は一切不相通候、

但、御老中方御証文有之候得は、夜中も相通候、宿継御状箱井荷物等、御老中方、京・大坂・駿府町奉行より之荷物等、宿々問屋共之証文相添候得は是又相通候、

関西方面から江戸へ向う者に対しては、「下り通り候女并乱心手負・囚人・首・死骸、右夫々附添参り候者御関所江罷越、相断候迄三、不及改差通申候」と、別段検閲がなかったが、江戸から上方方面へ向う婦女子や乱心者・手負者とか囚人・首・死骸等の反乱の原因となる可能性の強いものに対しては、留守居の証文が必要であり、夜間通行には老中証文とか、宿場問屋の断書が必要であった。女人や夜間の通行に、このような一定の証文が必要

近世関所の諸形態（渡辺）

であったのは、新居・気賀・碓氷・木曾福島等の比較的往來の多い、特に道中奉行支配下の街道に設置された関所に共通して言えることである。

むしろ同関所で特筆されることは、武器の検閲をしないで通行を許可するということである。しかし同関所宛てに差し出した鉄砲手形は何種類も残されており、またそのことから近世の関所全てが「入鉄砲と出女」を検閲する番所であると解釈されてきた。この問題については「御関所御規定心得方書記」に、次のように記されていることによって解決される。⁽²⁵⁾

鉄砲通方之儀、御証文御文段に隨ひ、譬へ鉄砲何挺無相違改可通と、常之分へ箱之内迄も巨細ニ相改差通候、尤箱根於御関所御証文不被差出候而も、通方差支無御座候、

すなわち同関所では、鉄砲手形が無い場合でも通行は差支えないが、手形持参の場合には、一応形式上でだけ検閲して通行を許可するというのである。このことは同じ東海道の新居関所と、本坂道の気賀関所で嚴重な取り調べをすることや、あるいはその中間地帯の、遠江・駿河国に反乱の危険性のある外様大名が封ぜられていなかったからであろう。

箱根の関所の裏番所として、小田原から伊豆へ抜ける熱海道に設置されたのが根府川関所である。同関所は規模とか女人の検閲は箱根関所に準じていたが、しかし熱海道という地域柄、伊豆方面へ向う者に対しての詳しい規定がある。例えば「豆州筋へ登り候出家・山伏・御師・行人・虚無僧并前髪有之ものへ、所縁之ものへ手形申懸、町人・百姓ハ其所之大屋・名主又ハ所縁之者ハ

之手形持参仕候付、改相通申候⁽²⁶⁾と、一般の関所ではそれほど問題とはならない町人・農民までも、簡単な手続きとは思われるが、手形の必要なことが規定されている。

同関所の武具の検閲についてみると、箱根の関所と同様に規定はない。しかし同所はもと湯治へ行くかは武士の往来がない所であるから、先例として鉄砲九挺までは小田原領主の断書で通し、弓は九挺までは無条件で通過を許可し、弓・鉄砲ともに十挺以上は留守居・老中証文を必要とすることとなっていた⁽²⁷⁾。

箱根と根府川両関所は表裏一体をなすものであったが、その関係は新居と気賀両関所にも言える。東海道今切渡しの新居宿に設置された新居（今切）関所の管理は、初め新居奉行として幕府から直接派遣された番人が行ったが、元禄十五年閏八月、吉田城主久世重之が、自預五万石の内五千石の地を、幕領であった新居付近の地と交換して関所の管理を命ぜられ⁽²⁸⁾、以後吉田城主がその任に掌った。管理が幕府直轄から吉田城主へ移ったことは、関所の必要性を軽んじた結果からではなく、検閲の便利性と徹底性、前年の大風雨による大津浪防止のための関所移転問題、それと吉田城主の代々の譜代としての地位からの決定と思われる。

寛文七年五月に出された『今切御関所改次第』を見ると、「女井鉄砲を第一改可申候」として、番人の勤仕法や夜間通行・廻船の検閲についてまで十四条に亘り、その大綱が記されている⁽²⁹⁾。箱根関所で特に実施されていない鉄砲の検閲も、同関所では較重なものであり、東海道通行は勿論、海路にあっても今切港で検閲が行われていた。長持については、単に関東方面へ向うものに対し

ただけではなく、関西方面へ向うものに対しても、その中に婦女子・手負人・死骸等の手形を必要とするものが入っていないかを調べるために、検閲の対象となったようである⁽³⁰⁾。

なお同関所では、浜名湖の地形が変化に富んでいる事情に省み、関所破り防止のために「海辺改め制度」を正徳三年より実施して、周辺五十ヶ村に対して官祭に協力することを義務づけ、その証文を提出させたり、それと同時に浜名湖での鳥獣に鉄砲を使用することを禁じて、「流しもち」の方法だけを許可したのである⁽³¹⁾。

新居関所から浜名湖を隔てて北側、本坂道の気賀宿には気賀関所があって、江戸・上方間の通行検閲に万全を期した。本坂道は近世初期から交通量が比較的多い街道であったが、関所の設置は新居関所に遅れて元和五年である。それは同地が幕政初期にあって、要衝と認められなかったためであり、十九年間の交通量の実績が関所設立の起因となったのである。それ故、同関所においては新居の関所に比較して、取締りの大綱に何ら変わることがなかったということである⁽³²⁾。新居の関所には「海辺改め制度」があったが、気賀の関所では「要害村制度」として六十八ヶ村が検閲体制強化に協力していた⁽³³⁾。

この両制度は浜名湖周辺の全村に亘るものであり、幕府の通行人検閲策の徹底ぶりが窺える。気賀宿より北へ、一般の通行道ではない鳳来寺参詣へだけの間道にも、金指関所が設置されていたことは、その徹底を示すものである。

一般旅行者の通行禁止の間道に設けられていた関所は、ほかに

も多数あるが、矢倉沢もその一である。箱根関所の北側には、矢倉沢のほか川村・仙石原・谷ヶ村に関所が設置されて、駿河国への通行人を検閲した。この四関所では、女人の通行は小田原領内の婦女子だけが領主の家老証文によって通過を許可されており、武器や夜間の通行は勿論、それ以外のものは通過禁止の関所でもある。

矢倉沢関所は、東海道の官道が尼柄越えであった元和四年以前には、以後の箱根の関所と同等位の役割を果たしたもので、その設置時期は天正十八年であることは前述した。この設置時期からの伝統か、交通量の激減した中期以後も、幕府内にあつては尊重視され、高札を掲げられていた。そこで矢倉沢の関所は、検閲方法の上で常に同形態の川村・仙石原・谷ヶ村の関所の模範となつていたのである。⁽³⁴⁾

以上、紙幅の關係から、このほかの大名統制策の一環としての関所の例を挙げ得ないが、右の諸関所の例によつても、その設置背景と存在意義が非常に多種多様であつたことがわかる。

その中であつて、検閲方法について見ると女人の通行に対する制限は各関所とも徹底している。しかし武器の検閲については、無条件で通過を許可されている関所も存在した。それは近世の関所が「入鉄砲と出女」を検閲するという基本的見解も、全くの無意味ではないが、まず第一に女人が検閲の対象となつたことを示すものである。実際に鉄砲証文の件についての高札が掲げられていたのは、新居の関所だけであることはこれを示すものであろう。

近世関所の諸形態（渡辺）

三 商品流通と関所

これら大名統制策の一環としての関所は、慶長・寛永期にかけて設置されたものが殆んどであるが、このほか商品流通路としての新道の出現によって、また新たに関所を設置した場合もある。

中山道には碓氷・木曾福島に関所があり、その脇往還には白井・豊川・清内路村等に関所があつた。信州街道における大戸・大笹・狩宿もその範疇である。信州街道は北信全域に連絡する極めて交通量の多い脇往還であることから、幕府は寛永八年に、この信州街道の内、大戸通りの通行検閲のために大戸宿に関所を設置した。しかし慶安三年に草津方面から直接小諸へ抜ける商品流通路が認められるに及び、寛文二年に十三年間の流通量の実績によつて、大笹とともに狩宿にも関所が新設された。⁽³⁵⁾

狩宿の関所の検閲方法について、『諸国御関所覚書』は次のように記している。⁽³⁶⁾

一、女之儀、草津河原湯へ入湯仕候女江戸より罷越候節は、碓氷御関所之女替証文を以相通、罷歸候節は湯本之名主・年寄手形を以相通、

但、信州・甲州・上州より草津之湯治女・縁組女、召抱候女、其所之名主・年寄并女之親類等之取かわし証文を以通來候、

一、夜中不相通候、

但、飛脚僮成者に相見候得は、品に寄夜中も相通、

一、武器・鉄砲、前より通候儀無之候、

狩宿関所においては、出女の通行に際して、碓氷の関所の書替証文が必要であり、夜間通行に際しては飛脚とか、身元が確実な者に對して通行を許可した。

この夜間通行の特例についてみると、同関所付近は小諸の市場圏に属し、そこで十月から十二月までの中三ヶ月間を限って、狩宿と与喜屋村の者が通行を許可されたのである。幕れ六ツから明ヶ六ツまでは、飛脚のほかは如何なる理由によつても、通行禁止であつた近世関所法の中にあつて、このことは狩宿関所の設置・存在意義を示すものである。

また甲州街道では駒木野に小仏関所が設置され、上野原・鶴瀬等の関所がその補佐的役割を果した。上野原関所は別名を境川番所とも言い、上野原宿を流れる境川沿いに設置されたものである。同番所は小規模であつて、『詣国御関所覚書』等の幕府側の記録から、その存在を認めることはできないが、元禄十四年十月に再布告された令状が⁽³⁸⁾残されていることを見れば、関所としての機能を有していたことは明らかである。

しかしまた、同番所は通行人の検閲ばかりではなく、物資の検閲をも行うところであつた。すなわち『境川御番所改方』を見ると、「境川御番所之儀へ、往古より他領出し材木、其外山稼物類御改所ニ御座候而、新田村・鶴島村え材木木揚いたし候節は、当番所へ被仰付候」と記されている。同地付近を支配する谷村陣屋では、林産物に運上金を徴収していたが、出荷に際してその代官の手形の有無を調べたのである。

しかし境川番所の創置は、谷村陣屋の創置である享保九年より

相当さかのぼるようである。同番所由緒書によれば、「御番所いつ頃より相建候共、往古之儀は不奉存候得共、寛文年中秋元但馬守様御領地、当郡検地御座候節も、御番所古屋敷之儀は、唯今御番所より四町程上に而、上野原之内小号は諏訪と申所に御番所相建」とある。⁽⁴⁰⁾これによれば、その創設時期は、はっきり判明しないが、寛文年中にはすでに存在したということである。慶安ノ延宝期に至る間は、領民は手元にある程度の剰余を産み出し、その結果として商品流通の発達しつつある時期でもあつた。境川から桂川を経て相模国津久井郡に入ると、荒川番所があつて、同じ林産物に對して五分一運上を施行していたが、同番所も寛文年間設置されたということであるから、おそらく境川番所もこの頃設置されたものであらう。

なお境川を通る物資は、殆んどが荒川五分一運上番所を通りざるを得なかつたが、それでは運上が二重になる。そこで次のような方法をとつていた。⁽⁴²⁾

相州荒川分一御改所え相掛り候ニ付、右品改之度に、荒川通切手私より相渡し遣申候、

境川番所を通過した林産物に對しては、同番所が手形を發行し、その手形を示すことによつて荒川番所での運上を許可されたのである。

このように境川番所が口留番所と関所の二面性を有していたことは、右の関所廃止催促の書状によつてもみることができ⁽⁴³⁾る。

四月十七日夕御用状上野原村役人持参

兼而御布令之通、諸国関門御廃止被仰出候ニ付、当国口留番所

にて、人数改方之儀は相廃、米穀其外他国輸出品改方之儀は、先ッ是迄通相心得候様兼而達置候処、右番所にて三ッ道具・幕・鉄砲等飾附、関門建置候而は、御廃止之御意ニ相悖り候間、飾附置候三ッ道具・幕・鉄砲・提書等は早々取除、番人ニ而預り置可申候、尤他国輸出之品改方之儀は、追而規則相立可申達候得共、先ッ是迄之通相心得、番人居宅又は村役人宅ニ於て相改可申、若居宅ニ而改方不都合に候ハ、右番所見張所出出張相改候而も、飾附之品取除候上は不苦候事、右之通申達候条、其意番所飾附之品ニ取除、預り書追而可差出者也、

(明治三年)
午四月十一日

上野原村番所番人中

谷村出荷

関所制度は廃止になったから、早々人改めとか備付武具を飾ることを停止させ、物資の検閲はこれまでの通りに行うように令したものである。関所制度廃止は明治二年であり、物資に運上を課する番所制度の廃止は同四年のことである。明治三年はちょうどこの間に位置し、同番所の変遷期にあったのである。

おわりに

以上、限られた史料によって、かなり大胆に私見を述べてきたが、近世の関所が非常に多種多様であることは紹介できたと思ふ。

もともと江戸幕府の諸制度がそうであるように、関所制度についても逐次その完成をみたのである。初期には軍事的要因によつ

近世関所の諸形態(渡辺)

て設置し、全国統一後は大名統制のために設置し、商品流通によって新道が開通すると、それを把握するために関所を設置したのである。このように、近世の関所には多面的意義が存するのであるから、今後の研究範囲は、より一層拡大されるべきである。

その中でもやはり一番重要視されるべきものは、大名統制策としての関所であり、その点だけに限って言えば、近世の関所制度策は幕府にとって成功であったと言える。すなわち多少の関所破りはあったにしても、近世を通じて大名の反乱が起きなかったことは、一面では関所の存在によることもあるかと思われる。

しかしこれらの結論は、より多くの深い個別の研究も必要であり、別の機会に逐次言及して行きたい。

本稿を作成するにあたり、御助言、御指導を賜わった岩生成一先生と児玉幸多先生には深く謝意を表し、史料閲覧に便宜をはかって頂いた中央大学商学部の高橋清四郎先生に厚く御礼申し上げます。

注

(1) 双川喜文「江戸幕府の関所」(自由と正義)一九卷一二号)

(2) 松平太郎『江戸時代制度の研究』二一二頁、他

(3) 『大日本地誌大系』「新編相模国風土記稿」一 二六五頁

(4) 大島延次郎「碓氷関所の研究」(歴史地理)七三卷二号)

は、このことに対し「正史には其の所見がないから、悉く信憑し得ない。(中略)碓氷関所は元和年間に新設された」と述べた。しかし元和以前の関所に関する史料もあり、

信憑度は高いと思われる。

- (5) 『東照宮御実紀』巻七、慶長八年十月是月条
- (6) 近藤恒次『東海道新居関所の研究』二〇～二二頁
- (7) 北島正元『江戸幕府の権力構造』二六三頁
- (8) 『徳川禁令考』前集第四、二一八五号
- (9) 同右 二一六六号
- (10) 『大猷院殿御実紀』巻十八、寛永八年九月二十一日条。このほか青野原・風坂等の関所にも同文言の文書が残されており、相当広範囲に布告したものと思われる。
- (11) 『徳川禁令考』前集第一、一五七号。これによって諸藩は自預内に関所を設置することを禁止され、その代物としての番所を設置した。しかし公に関所と称していた例もある(境関所史編纂委員会『境関所史』四三頁)。
- (12) 辻善之助『日本文化史』V「江戸時代」上二〇五頁、他
- (13) 『台徳院殿御実紀』巻十九、慶長十七年六月廿八日条
- (14) 『日本財政経済史料』第四巻、一〇一三頁
- (15) 『東照宮御実紀』巻四、慶長四年条
- (16) 『慶長記』中、慶長五年九月廿一日条
- (17) 『台徳院殿御実紀』巻廿八、慶長十九年十月十五日条
- (18) 『寛政重修諸家譜』巻第四百四十、木村
- (19) 『徳川禁令考』前集第一、一八一号
- (20) 協道通行の禁止は慶長十二年三月十九日に令されている(『台徳院殿御実紀』巻五)。
- (21) 『台徳院殿御実紀』巻廿九、慶長十九年十月廿五日条
- (22) 小田原図書館蔵「小田原史料覚書」による貞享三年の調査では、箱根は番人合計二十人・備付武具八種五十三個、根府川八人・七種二十四個、矢倉沢八人・八種二十個、仙石原六人・七種十五個、川村五人・七種十四個、谷ヶ村二人・六種八個。
- (23) (27) (36) 『統々群書類従』第七、法制部 七三九～七五四頁所収「諸国御関所覚書」
- (24) (25) (26) (34) 小田原図書館蔵『片岡家文書』十二「御関所御規定心得方書記」
- (28) 『常憲院殿御実紀』巻四十六、元禄十五年閏八月十六日条
- (29) 『徳川禁令考』前集第四 二一七〇号
- (30) 『東海道新居関所の研究』二一五～二一八頁
- (31) 同右 二五四～二七二頁
- (32) 大山敷太郎『近世交通経済史論』三〇〇頁
- (33) 同右 二五七～二八六頁
- (35) (37) 五十嵐富夫「信州街道における狩宿関所」(『信濃』一三巻一号)
- (38) 『徳川禁令考』前集第四、二一七八号
- (39) (42) 中央大学商学部蔵「番所文書」『境川御番所改方』
- (40) 同文書「口留番所由緒書」
- (41) 相田二郎『中世の関所』二八五頁
- (43) 『番所文書』「関所廃止に付き違書」